

占冠村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組～

占冠村通学路安全推進会議

1. 趣旨

全国で相次ぐ通学路での交通事故を受け、教育委員会、警察、道路管理者などが村内通学路の合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議することとします。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携関係を構築し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 実施する組織

関係機関緊急合同点検で培った連携体制を有効に活用し、以下の構成機関をもとに合同安全点検を行います。

○構成機関

国土交通省（北海道開発局）

- ・旭川開発建設部 富良野道路事務所

北海道（上川総合振興局）

- ・旭川建設管理部 富良野出張所

警察

- ・旭川方面富良野警察署 交通企画・規制係
- ・旭川方面富良野警察署 占冠駐在所長

占冠村

- ・教育委員会 教育長
- ・教育委員会 教育次長
- ・教育委員会 学校教育担当
- ・産業建設課長
- ・産業建設課 土木担当
- ・企画商工課長
- ・企画商工課 交通安全担当

学校関係

- ・各小中学校PTA
- ・各小中学校管理職

地域関係

- ・行政区長

3. 取組の方向性

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

・村内の各学校から報告された危険箇所を対象に、合同点検を実施します。
なお、道路新設など周辺交通状況の大きな変化により通学路状況に検討を要する場合は、その都度、合同点検を実施します。

・積雪時の危険箇所については、箇所調査・対応によるものとし、積雪状況に応じて、その都度対応します。

・効率的・効果的に合同点検を行うため、重要課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

・学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、行政区長等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が出ているのかを確認するため、各学校への聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、実施箇所について、「点検箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表を図ります。